

令和6年度 士幌町立上居辺小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されない行為です。一方で、心身の発達の途中にある児童にとっては、その成長の過程において、何らかの理由により、どの児童もが被害者にも加害者にもなり得る可能性があります。これらの基本的な考えを基に、いじめ撲滅・いじめ見逃しゼロを目指し、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応をしていくことを目的に「令和6年度士幌町立上居辺小学校いじめ防止基本方針」を策定しましたのでお知らせします。
また、児童の気になる様子がありましたら、学校までお知らせくださるようお願いいたします。

はじめに

「いじめは、どこの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を創るために「上居辺小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

○学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。

○児童、教職員の人権感覚を高めます。

○児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。

○いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。

○いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

1 「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（SNS等を通じて行われるものを含む）であって、「いじめ」を受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 いじめを未然に防止するために

～発達支持的生徒指導、自己肯定感や自己有用感の醸成、多様性を認め互いに支え合う雰囲気づくり～

<児童に対して>

- ・ 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・ わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・ 思いやりの心や児童一人一人がかけがいのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導の指導を通して育む。
- ・ 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つよう、さまざまな活動の中で指導する。
- ・ 見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他の先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

<教員に対して>

- ・ 全ての児童が自分の居場所を感じられる学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・ 児童が自己実現を図れるように、子どもが生き生きと活動できる授業を日々行うことに努める。
- ・ 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・ 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを、さまざまな活動を通して児童に示す。
- ・ 児童一人一人の変化に気づくための、鋭敏な感覚を持つように努める。また、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・ 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・ 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。

※ いじめの衝動を発生させる原因として、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

- ・ 問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識を持つ。

<保護者・地域に対して>

- ・ 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・ 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、PTA及び地域の会合、学校運営協議会等で伝え、理解と協力をお願いする。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

<早期発見にむけて・・・「変化に気づく」「積極的な認知に努める」>

- ・ 児童の様子を多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・ 児童の些細な変化や兆候を見逃さず、様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感を持たせる。
- ・ アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

<相談ができる・・・「誰にでも」>

- ・ いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・ いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・ いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・ いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに校内いじめ防止委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

<早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」>

- ・ 教員が気づいた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・ 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・ いじめをしている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめをすることをやめさせる。
- ・ いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることか気づかせるような指導を行う。
- ・ いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・ 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

4 校内体制について

- ・ 校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、指導部、養護教諭とする。
- ・ 「いじめ防止委員会」は、いじめに関わる対外的な窓口を担うとともに、本校におけるいじめ防止等の取組に関すること、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ・ いじめの相談があった場合には、当該学級担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・ 学校評価においては、年に2回、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、今後の取組の改善に生かす。

5 「社会に開かれたチーム学校」としての対応～教育委員会をはじめ関係機関との連携～

- ・ いじめの事実を確認した場合の士幌町教育委員会への報告や重大事態発生時の対応等については、法に即して、士幌町教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- ・ 地域全体で「いじめは絶対に許さない」という認識をもつことが大切であることから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることをお願いする。
- ・ 家庭、地域、関係機関（心理や福祉等の専門スタッフ、警察等）と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。

6 上居辺小学校いじめ防止基本方針の見直しについて

児童生徒を取り巻く社会情勢の変化及び道や十勝、町内外のいじめの防止等に関する先進的な取組を踏まえ、並びにいじめの防止等のための対策の効果に関する評価から、定期的に上居辺小学校いじめ防止基本方針の見直しや必要に応じた変更を行う。